

# 基準 10 内部質保証

## 1 現状の説明

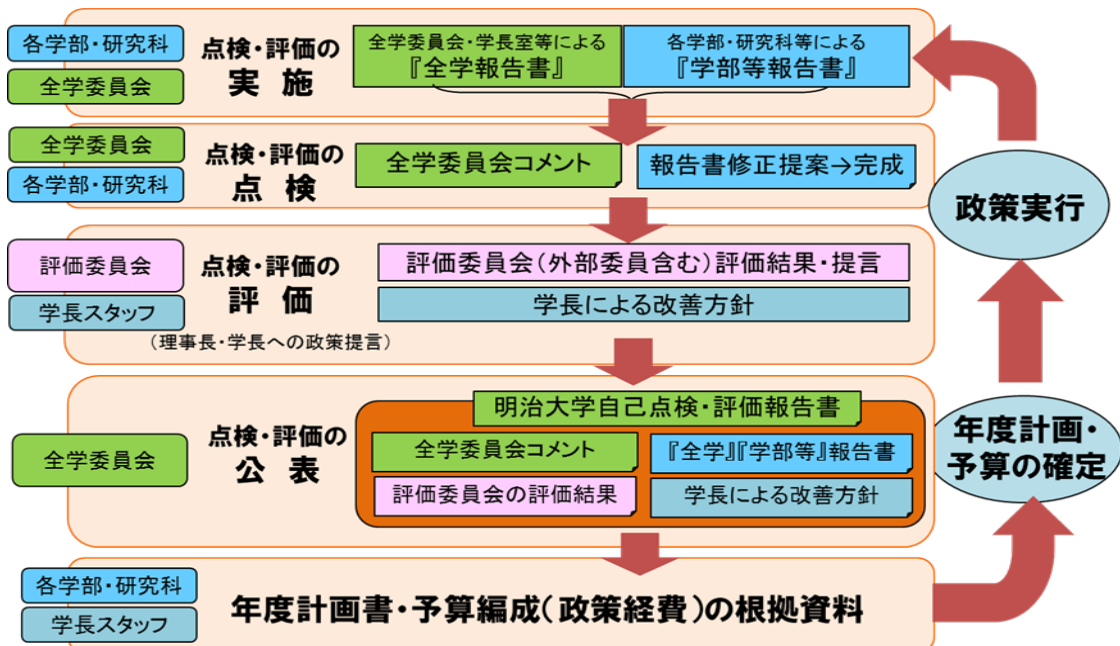
(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

### <自己点検・評価の実施と結果の公表>

自己点検・評価の目的は、「自己点検・評価 基本方針」に明示している。この基本方針は「明治大学『内部質保証の方針』」に沿って毎年度策定しており、2015年度は「教育・研究の水準と質の維持・向上を図るために、第1に自らの活動を振り返ることで、改善・改革の手がかりを見出し、その結果を年度計画や予算策定に役立てることにあり、第2に社会に本学の現状や今後の方針を公表することによって、外部から評価を受け、社会的な支持を得ること」として、2015年11月24日開催の自己点検・評価全学委員会において承認した。

本学の自己点検・評価は、「明治大学『内部質保証の方針』」の(3)に、毎年度実施することを定めている。毎年度実施する理由として、本学では、一年度を単位としたPDCAサイクルとして「自己点検・評価報告書」の評価結果を「教育・研究に関する年度計画書」(以下、「年度計画書」とする。),さらには予算システムに反映させることを目的としているためである(図10-1参照)。

(図10-1) 年度計画と自己点検・評価による本学のPDCAサイクル



(作成) 自己点検・評価全学委員会

2016年度自己点検・評価（2015年度報告書の作成）は、2015年4月1日から2016年5月31日までの14カ月を期間として、2016年3月28日、自己点検・評価全学委員会委員長（学長）から、各学部等自己点検・評価委員会委員長に、6月20日を締め切り日として、点検・評価の実施を依頼した。依頼にあたって「自己点検・評価実務担当者説明会」を開催した。

毎年、自己点検・評価の結果を本学WEBサイトにおいて公表しており、2015年度に実施した「2014年度自己点検・評価報告書」「明治大学データ集」を2016年3月28日に発刊している。

自己点検・評価の組織、手続き、権限等は「明治大学自己点検・評価規程」に定めている。自己点検・評価を実施する組織として、その基本方針や基本計画を定め、全学的な検証を行うことを任務とするのが自己点検・評価全学委員会である。この全学委員会の下で、学部等自己点検・評価委員会、自己点検・評価結果を第三者の視点で評価する評価委員会を設置している。その役割から、外部の学識経験者7名が委員に加わっている。

2015年度から自己点検・評価の実務担当組織として、全学委員会の下に、自己点検・評価の企画・運営、報告書の編集等を行う企画編集部会と、全学的な点検・評価（原案）の作成を行い、全学報告書の編集を行う全学評価部会を、委員会内規にて設置した。

#### ① 2015年度における自己点検・評価報告書の刊行状況

本学は毎年度、点検・評価を行っており、2015年度は「2014年度自己点検・評価報告書」「2014年度明治大学データ集」を、2016年3月28日に刊行した。

この自己点検・評価報告書には、自己評価の他、「全学委員会委員による自己評価へのコメント」（評価の評価）、点検・評価結果に基づく全学としての改善計画（『学長による改善方針』）、学外有識者による評価である「評価委員会による評価結果（大学への提言）」、「改善アクションプラン（3カ年計画）」の概要等、本学の自己点検・評価プロセスに基づく実績が網羅されている。

#### ② IRシステムを活用した「明治大学データ集」の作成

2012年度から、統計情報を共有・利用できる仕組み（IR）としてIRデータベースの開発に取り組んでおり、学長・学部長の意思決定を支援するための情報提供・報告を行っている。2015年12月には、運用主体が、学長室IRワーキンググループとしての活動から、IR運営委員会として校規に基づく組織に格上げし、情報システムネットワーク、個人情報保護を含め、全学的な運用体制となった。IR運営委員会では、学長スタッフ会議でのIRデータに関する報告、IRに関する学部長会懇談会、学部等ヒアリング等を通じて、学内のデータに関するニーズを聴取し、データ基盤の整備とレポートの作成に取り組んできている。

自己点検・評価全学委員会では、IR運営委員会のデータ支援を受け、「明治大学デー

タ集」の作成を進めた。I Rデータベースからの出力データとして、2014 年度は「全学の教員組織」「教員年令構成」「教員担当授業時間」、2015 年度は「学生数・留学生数」等を I Rデータベースから作成しており、学部等の各機関に提供している。I Rデータベースから各学部共通の定義のデータを利用することで、算出方法が統一され、評価の適切性が向上し、数字作成の問い合わせが減少することで効率化も向上している。

各部署および学部等が作成する帳票は、2014 年度の認証評価受審時では 75 表であったが、2015 年度には各部署 41 表、学部等 13 表、さらには 2016 年度には各部署 32 表、学部等 4 表と、作成する帳票は削減され、エビデンス資料手配の負担軽減にもつながっている。

### ③ 学修成果、学修時間等を含めた「学生アンケート」の分析、説明会の開催

学生の学習時間などの学習実態を調査するために、2015 年度「大学に関する学びのアンケート」を全学部・全研究科の約 5% の学生を目途に実施した。第 1 回全学委員会（2015 年 6 月 9 日開催）において承認した後、11 月から 12 月にかけて調査書を配付、1,731 件の回答を得た。2016 年 6 月の全学委員会において集計結果のみ報告した。この単純集計結果を用いた点検・評価を行えるように、「2015 年度自己点検・評価報告書」においては、全 10 学部がそれぞれ点検・評価のフォーマットを改定している。分析結果については、基準 4-4 などを参照されたい。

### ④ 第 2 期改善アクションプランの総括

「改善アクションプラン（3 カ年計画）について、2012 年度から 2014 年度までの「第 2 期」では 45 プログラムを実施し、第 2 回自己点検・評価全学委員会（2015 年 7 月 23 日開催）において総括を行った。達成度が 5（達成）あるいは 4（凡そ達成）の割合は、2012 年度実績 66.7% から、2013 年度実績 64.6%，そして最終年度である 2014 年度実績は 66.7% とほぼ横ばいの達成度であった。

### ⑤ 第 3 期改善アクションプランの確立・実行

2014 年度第 5 回自己点検・評価全学委員会（2015 年 3 月 4 日開催）において「2014 年度大学評価結果」を基にして、「自己点検・評価」の結果も加味して、第 3 期改善アクションプランを実施することを承認したうえで、2015 年度第 1 回自己点検・評価全学委員会（2015 年 6 月 9 日開催）において、同プランの対象内容（21 プログラム）を決定した。これにより、「努力課題」指摘事項については、3 年後の改善報告書の提出が義務付けられているため、指摘された個々の機関が改善に取り組み、残りは「大学全体」としての取組みを対象とし、2015 年度から実行している。なお、同プランの対象内容（21 プログラム）については、第 1 期・第 2 期も含め、大学の WEB サイト上にある「大学評価」のページにて公開している。

### ⑥ 点検・評価各種委員会等の開催

2015 年度は、自己点検・評価全学委員会を、計 5 回開催した。検討内容は、2015 年度自己点検・評価（2014 年度報告書の作成）の基本計画の策定・実施・評価、2016 年度公

## 基準 10 内部質保証

共政策系専門職大学院認証評価（ガバナンス研究科）の申請，第3期改善アクションプランの実施，大学における学びに関するアンケートなどである。同委員会の下にある企画編集部会は，全学委員会の議案整理のため計20回開催し，同じく委員会の下にある大学評価部会は，大学全体の評価を協議するため，2回開催し，評価原案を作成した。評価委員会は，全学委員会から評価結果の提出を受けて，1回開催した後に書面審議をもって，評価結果を取りまとめた。評価委員のうち学識経験者については，委員会の前に分科会（勉強会）を開き（2016年1月21日開催），課題の洗い出しを行った。

### <情報公開の内容・方法>

情報公開として本学のWEBサイトにおいて，学校教育法施行規則等の一部改正に伴う教育情報に関する内容を「教育情報の公開」，法人経営に係る内容を「事業計画書，事業報告書，財政状況」，建学の精神や「明治大学グランドデザイン」等の本学の将来像を各ページで示している。教育活動として，各学部等シラバスや，授業改善のためのアンケートの集計結果についても公表している。設置認可申請書，設置届出書，及び設置計画履行状況等報告書においては，近年学部等の新增設を行ってきた経緯を踏まえ，全文を公表している。

本学の保有する個人情報の開示等請求については，総務課が所管しており，「個人情報の保護に関する規程」に基づき，手続きや窓口等をWEBサイトに明示している。個人情報保護関係では，「学校法人明治大学個人情報保護方針」，「個人情報の保護に関する規程」，「図書館における個人情報の保護に関する要綱」及び「学校法人明治大学個人情報取扱ガイドライン」を定めている。

大学の財政状況について理解を得られるよう教職員・学生・父母・校友など大学関係者を中心に財政公開を行っている。具体的には，明治大学広報を通じて，予算については「予算編成方針」「予算の概要」「消費収支予算」「資金収支予算」を，決算については「消費収支計算書」「資金収支計算書」「貸借対照表」を掲載し，それぞれの主な内容に関して説明を行っている。また，社会・一般向けにはWEBサイト上でも，これらの内容に加えて，決算については「財産目録」「独立監査法人の監査報告書」「監事による監査報告書」を，さらには上半期決算に伴う「貸借対照表」「資金収支計算書」「消費収支計算書」を含めて公表している。

2015年度は，新会計基準の施行開始に合わせて各予算書，計算書を改定（「消費収支予算」は「事業活動収支予算」，また「消費収支計算書」は「事業活動収支計算書」に変更）。大学関係者及び学外向けに，新会計基準に沿った財務情報を公表している。事業報告書には，学校法人会計の企業会計との違いについての説明を付記した。

## （2）内部質保証に関するシステムを整備しているか。

### ① 内部質保証の方針と手続きの明確化

自己点検・評価全学委員会において，明治大学「内部質保証の方針」を定め，方針，

## 基準 10 内部質保証

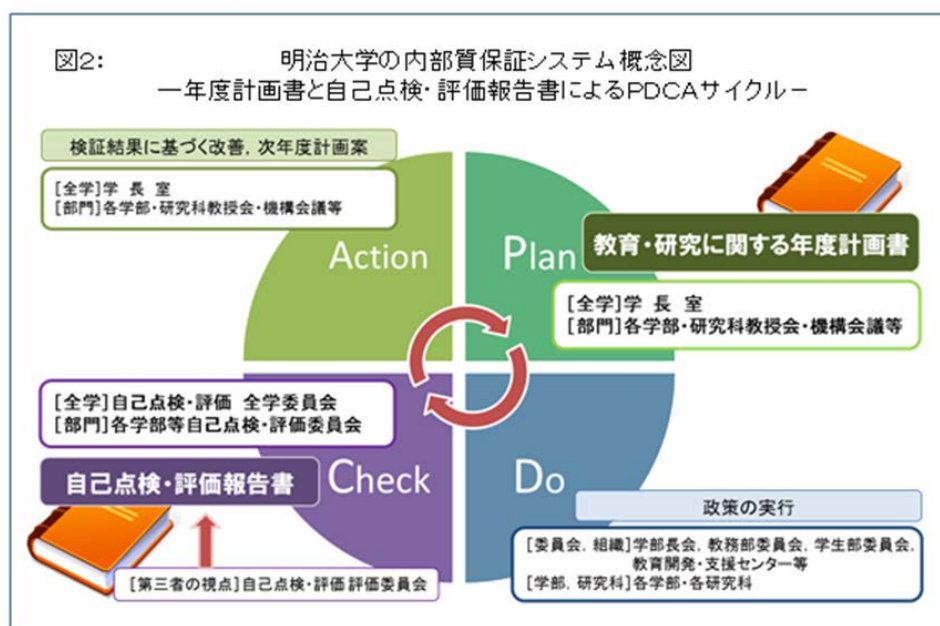
組織体制、関係校規を明示している。内部質保証の方針に基づき、「学長方針」においても、2016年度には、IRをより整備して、学生の学習成果や本学の教育研究活動の把握と分析を通じて自律的な改善・改革を推進することを方針として明記している。内部質保証の手続きについて、自己点検・評価に関しては「明治大学自己点検・評価規程」に、年度計画から予算編成への流れに関しては「学校法人明治大学予算管理要領」に規定され、これら手続きに関連する校規は、内部質保証の方針に明示している。

以上の方針の内容、組織は、自己点検・評価を主な内容・任務としており、全学的な年度計画を策定する学部長会や教務部委員会や、FD委員会との関係を踏まえた内部質保証システムの全体像を俯瞰した体制や方針まで至っていないので、検討課題となっている。

### ② 内部質保証を掌る組織の整備

内部質保証の方針では、計画策定を行う学長スタッフ会議（学長室）、点検・評価を行う自己点検・評価 全学委員会、各学部教授会・研究科委員会等及び各学部等自己点検・評価委員会を自己点検・評価を行う組織としている。この他、評価の適切性を検証する外部者として自己点検・評価 評価委員会の役割を定めている。さらに点検・評価結果に基づき改善・改革を推進する組織として学長スタッフ会議（学長室）を規定し、PDCAサイクルを明示している。この他、教学運営や教学改革を担う学部長会、教務部委員会、教育開発やFDを担う教育開発・支援センター等があり、全学的に内部質保証を推進し、管理する組織については検討課題となっている。

(図10-2) 内部質保証に関わる組織体制



(作成) 自己点検・評価全学委員会

学長室では、年度計画書の策定、全学的事項の調整、改善施策の方針や原案の検討等を行い、自己点検・評価報告書をもとに「学長方針」を策定している。学長スタッフ会議において自己点検・評価結果、学長の改善方針および評価委員会評価結果を協議し、断続的に学長方針を協議し、決定している。学長スタッフ会議からの提案は、学部長会等の会議体を経て理事会に付議され、事業計画等として議決される。この大学全体の方針を策定する機能をも学長室に関わる組織規定も整備されていない。

事務部門として、全学の計画と評価に係わる諸組織（自己点検・評価 全学委員会、学長室、学部長会）の事務局は教学企画部が担っている。同部には計画策定を担当する教学企画事務室と、評価と I R を担当する評価情報事務室が置かれており、相互に連携することで、教育研究に関する P D C A サイクルを回し、大学全体の内部質保証システムを支援している。

2015 年度に入って評価情報事務室員が 1 名減員となりながら、新規事業である I R の取組みを開始したため、現在、点検・評価担当者が 1 名となっている。大学の規模に比して、問題点や課題を明確化し、P D C A に資する点検・評価支援が困難になっている。

### ③ 自己点検・評価を改革・改善につなげるシステムの確立

本学の内部質保証システムは、点検・評価から年度計画・予算システムへ連動させることを方針として掲げ、特長は 8 点ある。第 1 に「年度計画」に反映させるために、毎年度、自己点検・評価を行っていることである。第 2 に「年度計画書」の目次を、点検・評価報告書の 10 項目と整合させ、計画に基づく評価、評価に基づく計画策定を行っている。第 3 に「年度計画」では、予算要求事項について自己点検・評価を行っているかを明示する必要があり、評価結果を活用したマネジメントの仕組みを確立している。第 4 に「年度計画書」に自己点検・評価の結果を活用した計画策定を意識することを求めた様式としていることである。第 5 に自己点検・評価結果の重層的なチェック体制である。自己点検・評価の結果は、まず全学委員会委員による評価（所見）を行い、その上で学長室が評価結果を分析して「学長の改善方針」を策定する。さらに評価委員会が評価の妥当性を評価して「評価結果」を作成する。年度計画に活用しやすくなるよう改善点の重点化と具体化を図るために、総花的な自己点検・評価報告書は、学長の改善方針は 6 頁、評価委員会評価結果は 5 頁と徐々に改善課題を精選している。第 6 に、改善事項を計画的に解消する内部質保証システムとして「改善アクションプラン（3 カ年計画）制度」がある。第 7 に、主に全学及び各学部の点検・評価に活用するために、「大学における学びに関するアンケート」を各学部・大学院を対象に行い、この集計結果をもとに点検を行っている点にある。第 8 に、2015 年度からは I R 運営委員会からデータ支援を受けられるようになったことである。

### ④ 構成員のコンプライアンス（法令・モラルの遵守）意識の徹底

法令順守の精神に則り、コンプライアンスに関する必要な校規を設けるとともに、コンプライアンスの徹底を図っている。

## 基準 10 内部質保証

研究関係では、「明治大学研究者行動規範」をはじめ、各種規程を定めている。また、「公的研究費の管理・監査のガイドライン」、「不正行為への対応等に関するガイドライン」の対応として、コンプライアンス教育コンテンツを視聴後に「誓約書」をコンプライアンス推進責任者まで提出すること、研究倫理教育として CITI Japan プロジェクト提供の eラーニングを修了することを推奨している。

個人情報の保護については、「学校法人明治大学個人情報保護方針」、「個人情報の保護に関する規程」、「図書館における個人情報の保護に関する要綱」、「学校法人明治大学特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針」及び「特定個人情報取扱要綱」を定めている。

情報システム関係では、本学の情報資産の安全性と健全性の確保・保全に関して規定している「明治大学情報セキュリティポリシー」のほか、ソフトウェアも本学の重要な資産であるという認識の下、ソフトウェアの不正使用等を防ぐための「学校法人明治大学ソフトウェア管理規程」を定めている。

ハラスメント関係では、「明治大学キャンパス・ハラスメントの防止等に関する規程」により、ハラスメントの相談体制や発生時の審査手続等が整えられている。

### (3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

#### ① 組織レベル・個人レベルでの自己点検・評価活動の充実

##### <機関レベルの自己点検・評価の実施>

機関レベルの自己点検・評価については、自己点検・評価全学委員会のもとに全学評価部会が中心となっている。全学的な現状を確認し、大学全体としての点検・評価（案）を策定した。

同部会の原案を受けて、発展計画については、より実効性を高めるため、学長スタッフ会議においてもプランニングおよび執行機関の立場から検討した。また、これら評価が適切な内容であるか、全学委員会委員が基準ごとに分担し、評価の適切性についての評価（メタ評価）を行っている。これら検討結果を 11 月 24 日開催の第 3 回自己点検・評価全学委員会で大学全体の評価としてとりまとめ、2014 年度報告書においては、効果が上がっている点が 31 か所（前年度 27 か所）、改善すべき点が 31 か所（前年度 36 か所）となり、効果が上がっている事項が増加した。効果が上がっている点は教育方法や成果、社会連携に関するものが多く、改善すべき点は全学共通科目に関すること及び授業改善アンケート結果の組織的な活用がなされていないことや FD の実績を把握する責任主体の不明確さなど、大学全体における責任・検証に関する事項が多くなっている。

##### <学部などの自己点検・評価の実施>

各学部等の単位で点検・評価委員会を設置することを規定し、「学部等自己点検・評価」においては、教育プログラムの検証（基準 4 関係）に注力しつつ、それらが適切に機能しているのか（基準 10 関係）を中心に評価している。

2015 年度の評価にあたっては、授業改善アンケートや修了生アンケート、大学におけ

## 基準 10 内部質保証

る学びに関するアンケート、その他にも学部特有の入学生・卒業生アンケートを行うなどにより、学生調査の結果をもとに教育課程や入学形態の見直しに活用している。しかし、これらアンケート結果にもとづく点検が有効になされているのかは、各学部・研究科の自己点検・評価報告書における記述からは、読み取れない部分もあり、2014年度自己点検・評価において改善事項に挙げていた。このこともあり、2015年度報告書様式から、点検・評価項目を見直し、特に学部においては「大学における学びに関するアンケート」の結果をもとに評価できるように評価項目を立て、データをもとに点検・評価に活用することにつながられた。

### ＜個人レベルでの内部質保証システムの実質化（改善への効果）＞

教育活動の点検・評価として、「学生による授業改善のためのアンケート」の結果をフィードバックしているが、活用は教員個々に委ねられている。また、昇格時以外の業績評価について、全学的な制度は存在していない。

研究活動の業績の把握について、研究・知財戦略機構が専任教員データベースによって研究業績を把握、公開しており、2016年3月時点の業績入力率は85.13%である。教員個人の研究活動の活性化については、教育活動の活性化も含めて、検討を進めていく必要がある。教育活動に関する活動をデータベースにおいて更新している教員は全体の5%で、教育業績欄の空白が目立っている。

### ＜改善アクションプラン実施（3カ年計画）＞

評価結果を計画的に改善するために「改善アクションプラン（3カ年計画）制度」を実施している。アクションプランは、自己評価と年度計画をチェックする、チェックシートであり、簡便に、評価漏れや計画漏れを防ぐことで、評価と改善計画とをつなぎ、政策立案に結びつける改善システムである。IRの観点からは、客観的指標を計画に含めた点が上げられ、エビデンスに基づくマネジメントの醸成も企図している。この書式はロジックモデルを理論的背景とするパフォーマンスメジャーメント（業績測定）の方法論を援用しており、利用者が負担感なく改善実績を可視化できるよう工夫し、作業負担の軽減にも配慮している。

2008年度からの第1期では約70プログラム、2012年度からの第2期では45プログラム、2015年度からの第3期では21プログラムを実施し、対象プログラムは「大学評価ホームページ」で公表している。

2015年度の実施状況として、「第3期改善アクションプラン（3カ年計画）」21件を策定し、この計画にもとづき、2017年度までの3カ年で改善を図り始めたところである。

### ＜学校法人における改善の仕組み＞

法人経営、予算面からの内部質保証システムとして、評議員会に設置される予算委員会の役割がある。評議員会は、理事会が策定した予算案の審議に際して予算委員会を設置し、予算を精査し「(各年度) 予算委員会審議報告書」を作成する。報告書では、予算案承認の可否に続いて事業計画の実行及び予算の執行にあたって求められる基本姿勢と要望事



## 基準 10 内部質保証

項を示し、理事会に対して要望事項に対する検討結果の報告を求めている。これに対して理事会は、当該年度末に「(各年度) 予算委員会要望事項について (報告)」として、理事会の意思決定、予算執行を振り返った結果を報告する仕組みとなっている。理事会は、意思決定、予算執行の側面から、評議員会の求めに応じて自ら点検・評価を行い、これを評議員会に報告するシステムとなっており、その結果は評議員会における次年度の事業計画や予算承認の検討に反映される。なお、予算委員会は教職員の身分のある評議員と学外有識者の評議員がほぼ半数で構成されており、学外有識者の関与という視点からも重要である。

なお、「法人部門の自己点検・評価」については、総務担当常勤理事を議長とし、法人事務部長と学外有識者を交えた「法人自己点検・評価委員会」が組織されている。法人運営を学外の意見を踏まえながら自己評価する仕組みが整っている。

### <内部質保証に関する理解の共有と深化(ニューズレター「じこてん」の発行、説明会・研修会の開催)>

評価に関わる教職員の評価業務が大学全体のPDCAサイクルの一部を構成していることを認識することを目的として自己点検・評価ニューズレター『じこてん』を発刊している。2015年度は大学評価(認証評価)の振り返り、教育の内部質保証の3側面など2号に渡って解説した。

具体的な記事として、第12号(6月30日発行)では「評価結果の概要」や「改善アクションプランの役割・作成方法」を掲載し、第13号(3月28日発行)では、「第3期大学評価基準の要点」や「教育の内部質保証の3側面」、「数値やデータに基づく教育活動の点検」を掲載した。

また、内部質保証の仕組みや評価スキルについて学ぶための研修会等を以下のとおり開催した。

- (1) 2015年5月 I R研修会(約40名参加:学内のみ)  
「I Rにおける分析評価と教育改善」
- (2) 2015年9月 E M I R勉強会(山形大学共催)(約300名参加:他大学含む)  
「E M / I Rの先進事例と大学マネジメント」
- (3) 2015年11月 学習成果の診断に関する研修会(約30名参加:他大学含む)  
「米国におけるアセスメント実践事例に関する勉強会」
- (4) 2016年3月 自己点検・評価実務担当者説明会(約150名参加:学内のみ)

この他、学内の評価者育成や本学の内部質保証システムの向上を目的に、大学基準協会に委員等として、2015年度は大学評価委員会委員候補者1名、大学評価分科会評価委員候補者4名(教員3名、事務職員1名)、この他分野別評価員を多数推薦し、認証評価に関わっている。

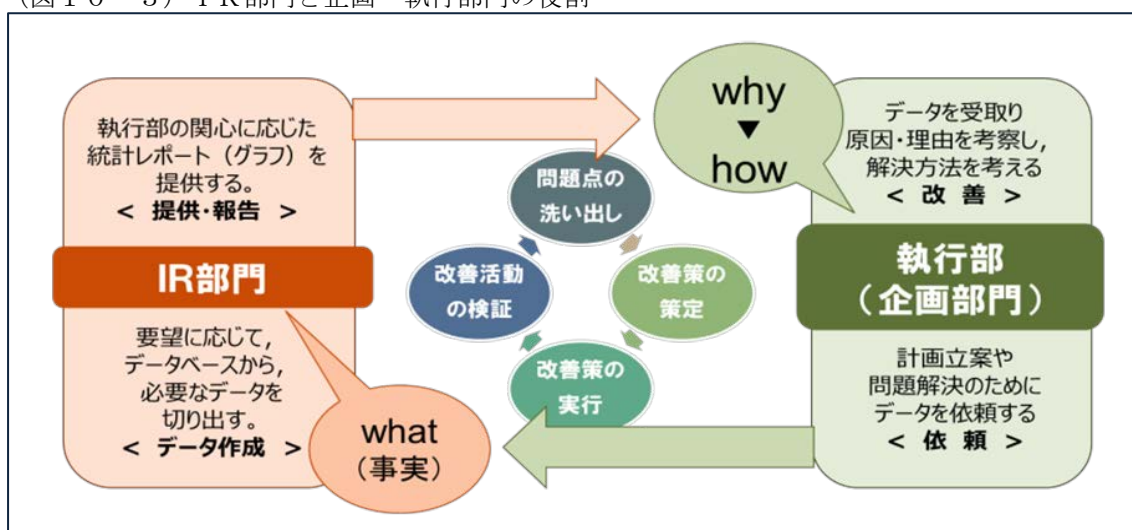
毎年度、本学の活動記録である「学事記録」と、他大学との比較や年度推移に焦点を

あてた「本学の概況資料集」を企画課が作成している。これらは役員をはじめとして、評議員、学内役職者及び学内関連部署に配布するとともに、データをMICSに掲載し、教  
 学の発展方策の立案や経営判断資料の作成など多元的な利用に供することとしている。  
 2015年度については、概況資料集（2014年度）を7月24日に、学事記録（2014年度）  
 を12月14日に発刊した。

＜IRによる質保証の支援，IR機能の責任主体・実施体制＞

学長室の下に副学長を責任者とするIRに関する検討ワーキンググループを2012年6  
 月に発足させた。IRの目的を教育改善支援の主眼として、大学執行部、学部等執行部な  
 どのリクエストに応じ、定型レポート、非定型レポート（現況把握やマネジメント支援等）  
 の作成・提供することから、入試、カリキュラム、授業改善を支援してきた。2015年12  
 月には、IRシステムを運用し、学部等の教学改革を支援する組織として、学長の下にIR  
 運営委員会を発足させ、事務局として評価情報事務室の他、情報メディア部や教務事務  
 部、入学センター等といった関連部署と連携している（図10-3）。

（図10-3）IR部門と企画・執行部門の役割



（出典）「2015年度IRデータカタログ」29頁より抜粋

IRの推進にあたっては、学校法人明治大学中期計画におけるロードマップ（2014～  
 2015年度）において、①IRシステム試行版の作成、②基幹データベース連携テスト、  
 ③IR推進組織・制度の検討を掲げ、2016年度学長方針「内部質保証システムとIR環  
 境の整備・推進」においても、「現有する各種データベースの情報を共有・分析する仕組  
 み(IR)をより整備して、学生の学習成果や本学の教育研究活動の把握と分析を通じて自  
 律的な改善・改革を推進する」ことを明示している。さらには、『『スーパーグローバル大  
 学創成支援』事業第1期推進方針』において、第1期推進事項として「5 IRシステム  
 関連」を掲げている。

2015 年度には、学長スタッフ会議において I R 機能の組織的運用方針を議論し、教育改革・教育改善を目的として、学内に散在するデータの共有と蓄積を大学全体として行うデータウェアハウスの構築することなどの基本計画を定め、「I R 運営委員会設置要綱」を、学部長会（2015 年 11 月 25 日開催）および常勤理事会（同 12 月 1 日開催）に提案し、承認を得た。これにより I R 運営委員会を設置し、第 1 回委員会を 2016 年 1 月 19 日に開催した。第 1 回では、I R 運営委員会中期計画（2016 年度～2017 年度）を審議・承認し、同計画を実現するため、次年度に向けて、学内データの整理、I R データベースの拡張に向けた作業を継続することを承認した。

### ＜2015 年度における I R システムの拡張およびそれに伴う実績＞

2015 年度の実績として、学籍データに加え、履修成績データ（G P A）について、E T L 処理を行うことで基幹データベースから直接的にデータをつないで運用できるようにした。このことにより、学生数・留学生数の経年推移、卒業者・留年者・退学者（とその率）の経年推移、学生 1 人あたりの平均登録単位数、G P A 分布（学部・学科別、学年別、入学形態別、学籍状況別）などの帳票を出力することが可能となった。

これらデータベースを利用した分析レポートの作成・開発を行った。開発を行うために、試行的な分析レポートを作成し、各学部長、機構長、センター長などとデータの利活用についての意見交換・ヒアリングの機会をもった。学内各部署のニーズを踏まえ、I R の「使い方」について理解を深めるために、2016 年 3 月末に学内教職員向けに「I R データカタログ（2015 年度試行版）」を 260 部作成し、2016 年度に理事会や学部長会などの執行部に I R の使い方およびデータ内容の説明に活用し、配布した。

なお、2015 年度には I R ワーキンググループの下に設置している I R 作業部会を合計 15 回開き、開発に向けた検討を行った。また、教務部、国際連携機構、大学院執行部、6 学部の執行部、入学センター、就職キャリアセンターなどと、それぞれ 2015 年度の I R の成果説明及びデータ利活用に関する意見交換を行い、これを受けて、2016 年度に開発する統計レポートおよびデータ一覧を作成した。

## ② 学外者の意見の反映

### ＜各機関で行われている学外者との交流の機会＞

各機関の自己点検・評価委員会では、学外者との交流の機会を設け、評価の適切性を検証し、教育の質向上に活用するような仕組みを整備している。

全学委員会の下には、自己点検・評価 評価委員会を置き、7 名の学識経験者（民間企業経営者、他大学教員等）を含めた委員構成で、学外者の意見をもとに、「大学に対する提言」として評価結果を取りまとめている。この委員会は、大学役職者と学外有識者の合同委員会で、相互の立場で意見交換や現状確認を行いながら提言事項をまとめ、改善に有意な提言を立案している。

2015 年度は、2016 年 1 月に評価委員会を開催するにあたり、事前に 1 回、学識経験者の委員向けの分科会（勉強会）を開催した。評価結果は、自己点検・評価全学委員会に報

告された後、学長から学長スタッフ会議（4月26日開催）に報告され、次期年度計画策定の参考に資された。

また、各学部等自己点検・評価報告書において、学外者の意見を聴取していることが読み取れる機関はあるものの、意見をもとに活用している実態まで記述をしている機関は少数であり、53機関のうち約7割が外部者の意見を聴取する場を設けていないことになる。

#### <理工学部・農学部におけるJABEE認定制度の受審>

JABEEとは、一般社団法人日本技術者教育認定機構（JABEE）が大学等の高等教育機関の工農理系学科の技術者育成に関わる任意の第三者教育認定制度である。評価対象は4年間の教育プログラムが達成する教育成果であり、国際的なミニマム・リクワイアメントを満たす内容か、継続的な教育改善活動がなされているかなどを、自己点検書や訪問調査から確認する。JABEEの認定を受けていることは、教育プログラムの質を保証しているということができる。

本学では、2005年に理工学部機械工学科及び機械情報工学科、2008年に農学部農学科食糧生産・環境コースが認定されている。また、2015年には、理工学部建築学科および理工学研究科建築学専攻国際プロフェッショナルコース（I-AUD）が本審査を受け、JABEE認定技術者教育プログラム（認定分野：エンジニアリング系学士課程／建築学・建築工学及び関連のエンジニアリング分野および建築系学士修士課程／建築設計・計画系分野）として正式に認定された。

#### <国際認証評価>

2012年度に、アジア太平洋諸国のビジネススクールネットワーク機関であるAAPBSに入会するとともに、ブリュッセルに本部を置く国際機関であるEFMDにも同時に入会し、各機関の定例会に参加してきた。参加回数は延べ14回にわたり、ベルギーや東南アジア諸国などで開催され、各回に本学の教職員1～4名が参加した。これにより、世界のビジネススクールと国際ネットワークの拡大を図るとともに、得た情報を本研究科のカリキュラムにも反映させてきた。

なお、EFMDが実施する国際認証評価基準からみて、本研究科の現状は、英語科目、海外研修制度、海外論文業績において、さらに改善していく必要がある。また、2014年度には、EFMDのビジネススクール国際認証であるEPAS（EFMD Programme Accreditation System）の審査申請を受け入れられたため、2017年度に国際認証を取得するための準備を鋭意進めている。

#### <情報部門の外部評価実施について（2015年度の進捗状況）>

本学の情報システム及び情報システム部門の現状を調査し、システム・部門としてのありべき姿、他大学の現状との比較等により、本学の現状を確認し、問題点を解決していくことを目的として、2013年度に外部機関である三菱総研に調査を委託し18項目の提言が挙げられた。これらについて、取り組みが可能な項目から対応を行っている。第三者評価の結果、提言を受けた情報部門の対応計画を理事会研究会に提案し、その一部である認証

統合、教育振興系システムの改修等が 2015 年度予算に反映された。

### ③ 文部科学省及び認証評価機関等からの指摘事項への対応

#### ＜文部科学省からの指摘事項への対応について（学部設置許可、履行状況の対応）＞

新設学部・研究科や学科・専攻の設置に伴い文部科学省から付される留意事項に対しては、「設置計画履行状況報告書」により、真摯な態度で対応している。なお、文部科学省が平成 26 年度に公表した「設置計画履行状況等調査の結果等について」において、本学は総合数理学部に関して「現象数理学科及び先端メディアサイエンス学科の入学定員超過の改善に努めること」との助言が付されている。

また、設置計画履行状況報告書として、2016 年度の 5 月に「総合数理学部」「国際日本学研究科 国際日本学専攻（博士後期課程）」「グローバル・ガバナンス研究科 グローバル・ガバナンス専攻（博士後期課程）」の 3 つの組織の報告書を文部科学省に提出し、当該報告書は明治大学ホームページにおいて掲出している。

#### ＜大学基準協会からの指摘事項への対応について（認証評価対応、改善報告書の提出）＞

2014 年度に大学基準協会に受審し、適合と認定されたものの努力課題の他、総評において指摘や改善に向けた示唆をいただいた。これらについて、2015 年度に「大学評価結果等の総括」を行い、改善すべき事項を検証した。大学基準協会からの努力課題および主な指摘事項は第 3 期改善アクションプラン（3 カ年計画）として、2015 年度から 2017 年度までの間で一定の改善を行い計画を立て、毎年度、その進捗を管理している。

## 2 点検・評価

### （1）効果が上がっている事項

#### ① I R体制の組織化により、データが活用されるようになったこと

2015 年 12 月に「I R運営委員会設置要綱」を制定し、教育改善のための議論の素材を提供するという I Rの目的を達成するため、I R推進体制を規定化し、データベースの構築も拡張できた。I R専門部会が各学部等の機関をヒアリングした結果から、データ分析の見本集として「I Rデータカタログ（2015 年度版）」を 2016 年 3 月発行したことにより、データリクエストが増加し、データに基づく教育改善やマネジメントを行いやすくなった。

#### ② 自己点検・評価報告書において、効果が上がっている事項が増加したこと

2014 年度自己点検・評価報告書においては、大学全体における「効果が上がっている点」が 31 カ所（前年度 27 カ所）、「改善すべき点」が 31 カ所（前年度 36 カ所）となり、効果が上がっている項目が増加し、改善すべき点が減少した。

#### ③ 改善アクションプランが全学的な教学マネジメントを適切に回すための効果を生み出していること

2015 年度に策定された「第 3 期改善アクションプラン」は、全学的な視点によるプ

ランから構成され、プラン総数 21 件を実行することにより、大学全体から学部等の個々の組織がプランを実行することにつながる役割を担っている。この改善システムの導入及び実行は、教育の内部質保証における 3 側面における、機関別（大学全体）レベルの点検・評価を促進させることとなり、改善実績を可視化することにつながっている。

**④ 「大学における学びに関するアンケート」の集計結果が自己点検・評価に活用されたこと**

「大学における学びに関するアンケート」の結果が、各学部の点検・評価で活用されている。アンケート結果は、授業科目の満足度などの項目をはじめとして、各学部においてカリキュラム改革に生かされるなど、教育内容等の検証に有効に利用されている。

**(2) 改善すべき事項**

**① 教員個々人での内部質保証システムが不十分であること**

教員個々人の自己点検・評価活動を大学全体として把握する機能が不足しており、「学生による授業改善のためのアンケート」の活用状況、教員データベースの活用の効果などの検証するための体制（組織、ルール、システム）整備がされていない。

**② 質保証に関係する組織が規定化されていないこと**

自己点検・評価全学委員会の下にある企画編集部と全学評価部会は諸活動や審議決定など、内部質保証の中核的な活動を行っているが、内規で規定されているにすぎない。「学長室」は、「内部質保証の方針」に示されているが、規定上、組織の存在としては、明確になっていない。

**3 将来に向けた発展方策**

**(1) 効果が上がっている事項**

**① IR体制の組織化により、データが活用されるようになったこと**

IR運営委員会では、2016 年度に志願、学習状況・成績、進路に至る学生のパネルデータを整備し、学生実態を明らかにするための客観的データの蓄積・共有と学部等へ統計レポートの提供を進める。これを学習成果の測定や授業改善に有機的に結びつけられるように、同委員会並びに教務部や学部等と野連携も深める。

**② 自己点検・評価報告書において、効果が上がっている事項が増加したこと**

2015 年度自己点検評価報告書の「改善を要する点に対する発展計画」を確実に実行することができるよう、全学的な支援を強化することで、「改善すべき点」を減少させる。さらに「改善アクションプラン」を着実に実施することで、さらに「改善すべき点」の減少に努める。

**③ 改善アクションプランが全学的な教学マネジメントを適切に回すための効果を生み出していること**

「第3期改善アクションプラン」が3カ年の計画通りに推進できるように、単年度ごとに自己点検・評価全学委員会において進捗確認を行う。これらのプランが、学長方針等の計画・政策の立案のみならず、学部等が策定する年度計画の明確化と、効果的な点検・評価結果につながるツールとなるように質保証基盤を強化する。

**④ 「大学における学びに関するアンケート」の集計結果が自己点検・評価に活用されたこと**

2015年度はアンケート結果の単純集計の値を活用したのみであったが、次年度以降には、学生の属性や設問間でのクロス集計を行うなどして、教育プログラムや施策の効果を検証し、より点検・評価に活用できるようにする。

**(2) 改善すべき事項**

**① 教員個人での内部質保証システムが不十分であること**

教員個人での教育・研究活動については、FD活動の促進や教育・研究活動の活性化に資する施策など、環境整備を通して改善するための検討を進める。

**② 質保証に関係する組織が規定化されていないこと**

2016年度中に、企画編集部会と全学評価部会の設置内規を見直し、部会の権限や役割の明確化を図った上で、校規の改正案を、全学委員会に提案する。

「学長室」については、質保証における方針、計画の策定権限・役割のある組織として位置づけられるか、従来どおり学長の諮問機関として位置づけるのかなど、校規の観点からの検討を進める。さらに、総合的に内部質保証に関して、計画部門と評価部門とを内包した本学全体の体制整備を検討する。